

障害児福祉手当・特別障害者手当の支給対象となる障害

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について第2・第3)

第1表

- 1 両目の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることとを不能ならしめる程度のも
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

第2表

- 1 両目の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることとを不能ならしめる程度のも
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

第3表

- 1 両目の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることとを不能ならしめる程度のも
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

障害児福祉手当・特別障害者手当の支給対象となる障害

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について第2・第3)

①日常生活動作評価表（上肢・下肢・体幹）

1 タオルを絞る（水を切れる程度）	ひとりのできる → → → → → 0点
2 とじひもを結ぶ	ひとりのできるがうまくできない → 1点
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	ひとりでは全くできない → → → → 2点
4 ワイシャツのボタンをとめる	※(1) 2の場合は次によること
5 座る（正座・横座り・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）	5秒以内にできる → → → → 0点
	10秒以内にできる → → → → 1点
	10秒ではできない → → → → 2点
6 立ち上がる	※(2) 3及び4の場合は次によること
7 片足で立つ	30秒以内にできる → → → → 0点
8 階段の昇降	1分以内にはできる → → → → 1点
	1分ではできない → → → → 2点

②日常生活能力判定表（精神障害）

動作・行動	0点	1点	2点
1 食事	ひとりので可	介助あれば可	不可
2 用便(月経)の始末	ひとりので可	介助あれば可	不可
3 衣服の着脱	ひとりので可	介助あれば可	不可
4 簡単な買物	ひとりので可	介助あれば可	不可
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守れる	不十分だが守れる	守れない

③安静度

(内部・その他)

- 1 絶対安静
- 2 終日横になっている
- 3 短時間離床してよいが主に横になっている
- 4 午前午後にそれぞれ安静時間を取る
- 5 午後安静時間を取る

手当別認定基準一覧

障害児福祉手当		第1表のうち1つに該当
特別障害者手当	重複障害	第2表のうち2つに該当
	三重障害	第2表のうち1つに該当し、かつ第3表の2つに該当
	単一障害	第1表の8（内部・その他障害）に該当し、かつ③安静度が1
		第1表の9（精神障害）に該当し、かつ②日常生活能力判定表が14点以上
	第2表の3～5（肢体不自由）の1つに該当し、かつ①日常生活動作評価表が10点以上	